

# 納付書による介護保険料の 納め忘れはありませんか？

保険料を滞納すると…

介護保険制度では保険料の納期限から一定期間を過ぎても納付がない場合には、滞納した期間に応じて「給付制限」を受けることとなります。

この「給付制限」とは、要介護認定申請などの際に保険料の納付状況を確認し要件に該当する場合は、保険給付の全部または一部が制限されることをいいます。

また、介護保険料を納付できる期間は、介護保険法により2年と定められています。その2年を過ぎると、納付ができなくなりますので、納め忘れのないようご注意ください。

## ● 給付制限の流れ ●

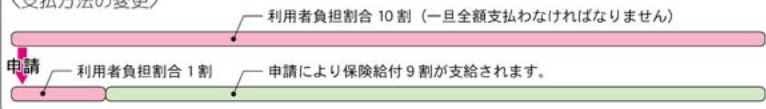
〈通常の支払方法〉



### ● 1年以上滞納した場合

介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、9割の保険給付は申請が必要となります。被保険者証には、「支払方法変更の記載」が行われます。

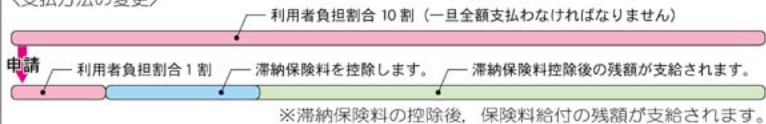
〈支払方法の変更〉



### ● 1年6か月以上滞納した場合

保険給付が一時差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を控除することがあります。

〈支払方法の変更〉

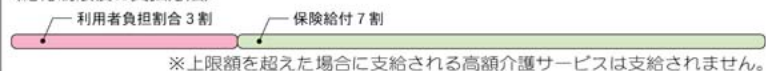


### ● 2年以上滞納した場合

保険給付の割合を9割から7割に引き下げられます。

つまり自己負担が1割から3割に引き上げられるとともに、高額サービス費の支給は行われません。

〈給付制限後の支払方法〉



### ● お問い合わせ先

介護保険制度についてご不明な点等がありましたら、次にお問い合わせをお願いします。

〈お問い合わせ先〉 神石高原町役場 介護保険室 ☎ 9-3535